

令和7年9月22日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の
一部を改正する政令の公布について（周知依頼）

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、別添のとおり大阪府から本会宛てに通知がまいりました。本件は、令和7年9月3日付で、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令」が交付されたという内容で、令和7年10月3日から施行されます。本改正では、以下の通り国際連合で5物質が新たに麻薬に、1物質が新たに向精神薬に指定されたことに伴い、これらの物質を麻薬または向精神薬として規制するため必要な措置をとるというものです。お手数をおかけいたしますが、貴会会員にご周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本件通知に関しましては、大阪府のホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/tuuti/r07_2.html) に掲載されておりますので、ご参照ください。

【新たに麻薬に指定された5物質】

- ① 1-(エチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ② 2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ④ 6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-6, 6, 9トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-オール及びその塩類
- ⑤ 2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

※①～③、⑤：1961年の麻薬に関する単一条約の附表Iに追加

④：向精神薬に関する条約の附表IIに追加

【新たに向精神薬に指定された1物質】

N-(プロパン-2-イル)カルバミン酸2-[(カルバモイルオキシ)メチル]-2-メチルペンチル(別名カリソプロドール)及びその塩類

※向精神薬に関する条約の附表IVに追加

◆留意事項

(1) 今般の麻薬・向精神薬指定物質を継続して取り扱う場合、施行日(10月3日)までに免許取得等の手続きが必要になり、記録・保管・届出等の規制の対象となります。

(2) すでに免許を持っている方も、記録・保管・届出等の規制の対象となります。

(3) 今後、当該物質を使用しない場合は、施行日までに焼却などで廃棄するなど、回収できない方法で処分することが求められます。

(4) 施行日以降にこれらの物質を発見した場合は、所定の調査のうえ、状況に応じた処理をお願いします。

(5) 今般の改正で追加された物質は「麻薬」として正式に規制されます。これによって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)の一部を改正する省令が公布される予定ですので、併せてご了知ください。

◆問い合わせ先

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課麻薬毒劇物グループ(重松様・中井様)

電話 06-6941-9078(直通) / FAX 06-6944-6701

◆添付文書

【大阪府】各関係団体長宛て文書(通知)

【厚生労働省医薬局長】麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の交付について(通知)

担当：大阪府医師会総務課

電話 06-6763-7000

FAX 06-6764-0267